平成２３年（フ）第２０８８号
名古屋市東区大幸４丁目13番２号　エトアール大幸106号
債務者　纐纈己知人
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１０６号
愛知県海部郡大治町大字花常字出口５番地の１　グリーンハイツ206号
債務者　安藤　彰康
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
三重県松阪市櫛田町42―９、住民票上の住所三重県松阪市安楽町55番地１
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８４号
三重県松阪市郷津町132番地１
債務者　石尾八重子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８５号
三重県松阪市郷津町132番地１
債務者　金香　明美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第３３５号
奈良県生駒市小瀬町810番地１　ロイヤル201
債務者　オー・ビュー・アイこと　髙瀬　博之
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９４号
奈良県生駒市俵口町1481番地14　ルイシャトレ309
債務者　田中　由香
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
香川県高松市東山崎町1174番地１　メープルガーデンハイツＡ棟101号室、住民票上の住所香川県高松市東山崎町238番地
債務者　松原　由起
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０７号
香川県高松市国分寺町福家甲1729番地15
債務者　内原　輝夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３３４号
福岡市西区拾六町４丁目８番２号
債務者　小山　　清
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―1105号
債務者　原口　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４９号
福岡市南区大橋４丁目25番25―603号
債務者　後藤　昌子（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５８号
福岡県太宰府市通古賀１丁目４番８―403号
債務者　元春　義博
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８９号
福岡市中央区今川２丁目３―54―402
債務者　蓑田　光蔵
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３３号
福岡市西区小戸３丁目13番13号
債務者　渡辺　浩一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７６号
福岡市中央区笹丘３丁目33番26―101号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８１号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地大産春日ビル402号
債務者　浜崎　和則
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６５号
福岡市博多区博多駅前４丁目23番12―503号
債務者　前田　高宏
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部